

# 岡山県吉備高原都市センター区広場自動販売機設置事業者公募仕様書

## 1 公募物件

物件番号	所在地	設置箇所	設置箇所の寸法		販売種類	平面図
			幅	奥行		
1	加賀郡吉備中央町 吉川地内	長屋門 待合室内	1.4m 0.8m 以内	1.0m 0.4m 以内	清涼飲料水 (カン・ビン・ペットボトル)	①
3	加賀郡吉備中央町 吉川地内	長屋門 待合室内	2.0m 以内	1.0m 以内	清涼飲料水 (カン・ビン・ペットボトル)	③

※ 自動販売機の機種によっては、商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障がある場合もあるため、それらに支障がないか、また、電気使用量計測のための子メーターを設置するスペースについても事前に現地で確認すること。

## 2 設置条件

### (1) 使用済容器回収ボックスの設置

物件番号ごとに示した設置箇所の寸法内に、販売する飲料（缶・ビン・ペットボトル等）の使用済容器の回収ボックスを設置すること。

### (2) 自動販売機の規格等

ア 外色等のデザインは、公序良俗に反しないものであること。

イ ユニバーサルデザインに対応した機種とすること。（コイン投入口、商品選択ボタンの位置、缶・ビン取出口などがユニバーサルデザインに配慮したものとなっていること。）

ウ ノンフロン対応機であること。

エ 長屋門待合室は、午前6時に解錠され、午後8時に施錠されるため、これに対応し、照明の調節ができる等省エネ型自動販売機であること。

オ 転倒防止対策を施すこと。なお、設置箇所の寸法には、自動販売機脚部に設置する転倒防止用鉄板等の寸法は含まないこととする。

### (3) 設置に当たり、自動販売機及び回収ボックス等について庁舎管理上必要な指導をしたときは、それに従うこと。

## 3 売上手数料率

売上手数料率は、10.0%以上とする。

## 4 販売価格

メーカー希望価格とする。

## 5 行政財産使用料

### (1) 使用許可の期間

使用許可の期間は令和8年6月1日から令和9年3月31日までとする。ただし、設置事業者の行政財産の使用状況を勘案し、当該行政財産の用途又は目的を妨げない限度において自動販売機の設置を許可できると岡山県が判断した場合は、令和9年4月1日から1年を限度に、引き続き設置することができる。

なお、使用許可の期間の満了前でも、岡山県が行政財産の用途又は目的のため必要が生じた場合は、使用許可を取り消すことがある。

## (2) 使用料

使用料は、自動販売機、回収ボックス及び自動販売機脚部に設置する転倒防止用鉄板等の投影面積により岡山県行政財産使用料徴収条例（昭和39年条例第20号）の定めるところにより算定した額をもって使用料とする。

なお、使用料は、年度ごとに岡山県が発行する納入通知書により、岡山県が指定する期日までに全額納入すること。

※ 令和7年度の1㎡当たりの行政財産使用料（年額）

長屋門待合室：5,197円／年

なお、条例の改正等により額が変更する場合がある。

## 6 売上手数料

- (1) 売上手数料は、各自動販売機に係る各月ごとの売上合計額に手数料率を乗じた額とする。ただし、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
- (2) 売上手数料は、各月ごとに岡山県が発行する納入通知書により、岡山県が指定する期日までに全額納入すること。
- (3) 設置事業者は、各月ごとの売上合計額が確認できる売上実績を、書面により岡山県に報告すること。

## 7 その他必要経費等

- (1) 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等一切の費用は設置事業者の負担とする。  
また、自動販売機の運転に必要な光熱水費は、全額を設置事業者の負担とし、各月ごとに岡山県吉備高原都市センター区広場の指定管理者が発行する請求書により、指定管理者が指定する期日までに全額納入すること。
- (2) 電気使用料の額は、自動販売機設置事業者が設置する子メーターの指示値により計測した電気使用量をもとに、岡山県吉備高原都市センター区広場の指定管理者が契約している電力会社の電気供給約款及び電気料金単価表により計算した額とする。

## 8 使用条件

使用期間前及び使用期間中は、次のことを遵守すること。

- (1) 使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料を期日までに全額納入すること。
- (2) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- (3) 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、指定管理者の指示に従うこととし、駐車位置については、指定管理者の指示する場所とすること。
- (4) 販売品目は、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類の缶、ビン又はペットボトルの密封式容器入りの清涼飲料水等で、酒類の販売は行わないこと。
- (5) メーカー希望価格と異なる価格で販売しないこと。

## 9 維持管理責任

次のことを遵守すること。

- (1) 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。
- (2) 商品補充及び金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫及び補充管理を適切に行うこと。  
なお、自動販売機の所有、設置管理、故障発生時等の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者に行わせようとする場合は、自動販売機を設置しようとする日までに、当該他者との間で委託契約又は協定等を締結していなければならないものとする。その場合にあっては、設

置事業者として決定を受けた後、当該委託契約書又は協定書等の書類の写しを岡山県に提出すること。

- (3) 回収ボックス内にある使用済容器は、設置事業者の責任で適切に回収及びリサイクルをすること。
- (4) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守及び徹底を図るとともに、関係機関等への届出及び検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- (5) 自動販売機の設置に当たっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。

## 10 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了した場合は許可期限までに、許可が取り消された場合は岡山県が指定する日までに、速やかに原状回復すること。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を岡山県に請求することはできない。

## 11 使用許可申請の手続き

設置事業者が決定した者は、令和8年5月25日(月)までに、行政財産使用許可申請書を提出すること。

《行政財産使用許可申請提出書類》 ※提出部数は各1通

- ① 行政財産使用許可申請書（岡山県財務規則 様式第111号）
- ② 設置箇所の自動販売機、回収ボックス及び自動販売機脚部に設置する転倒防止用鉄板等の投影面積の分かる図面
- ③ 自動販売機の管理関係証明書（様式第7号）
- ④ 自動販売機の設置管理、商品補充等を行う者が設置事業者と異なる場合は、当該業務に関して両者間で締結された委託契約書又は協定書の写し

## 12 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消す。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合
- (2) 設置事業者が公募に参加できる者の資格等に該当しなくなった場合
- (3) 岡山県に対して報告をせず又は虚偽の報告をした場合
- (4) その他、岡山県が必要と認めた場合

## 13 その他

使用許可の手続きに関する一切の費用については、設置事業者の負担とする。

## 14 参考＜令和7年度自動販売機売上実績＞

物件番号	販売種類	対象月数	売上額（年）
1	清涼飲料水(カン・ビン・ペットボトル)	12	224,070円
3	清涼飲料水(カン・ビン・ペットボトル)	12	234,410円